

長寿（後期高齢者）医療保険料および国民健康保険税の 納付方法の選択ができるようになります

長寿医療保険料または国民健康保険税を年金から天引き（特別徴収）されている方で、一定の要件を満たせば口座振替（普通徴収）に変更できましたが、平成21年4月からはこれらの要件がなくなり、年金天引きか口座振替を選択できるようになりました。

これまで天引きから口座振替に 変更するために必要だった要件

【長寿医療保険料】

- 前2年間の国民健康保険税の滞納がない
- 連帯納付義務者（世帯主または配偶者）がいる年金収入が180万円未満の方で連帯納付義務者の口座振替により納付する

【国民健康保険税】

- 前2年間の国民健康保険税の滞納がない

要件廃止

要件廃止

平成21年4月から

長寿医療保険料を口座振替（普通徴収）により納付する場合の引き落とす口座

被保険者本人またはそれ以外の口座も選べます

国民健康保険税を口座振替（普通徴収）により納付する場合の引き落とす口座

世帯主（擬制世帯主）またはそれ以外の口座も選べます

※平成21年4月の年金から天引きされる見込みの方へは1月中旬に直接お知らせいたします。
4月からの年金天引きを停止する場合の申出期限は1月30日(金)です。

【口座振替の手続き】

口座振替を選択される方は、市役所1階の保険年金係窓口で「申出書」および「口座振替依頼書」に必要事項を記入していただきます。

- ①申出書に押す印鑑（みとめ可）、②振替口座の通帳、③その通帳の届出印、④保険証を必ずご持参ください。

■問い合わせ 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

国民健康保険の出産育児一時金を増額します

多久市国民健康保険加入者の平成21年1月1日以降の出産に係る「出産育児一時金」について、産科医療保障制度に加入する分娩機関（産婦人科病院等）で出産された場合は、これまでの35万円に3万円が増額されます。

制度に加入する病院等で出産された場合は、発行された領収書または請求書を保険年金係窓口にご持参ください。

■産科医療保障制度

- ①通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった子どもに対する、補償金総額3千万円の支払い
- ②脳性麻痺の原因分析・再発防止をする制度です。

- 産科医療保障制度に加入する分娩機関で出産した場合の一時金

35万円 + 3万円 = 38万円

- 産科医療保障制度に加入していない分娩機関で出産した場合の一時金

35万円（増額はありせん）

■問い合わせ

市民生活課 保険年金係 ☎75-2159